

平成 28 年 5 月 20 日

労働安全衛生規則の一部改正に伴う GHS 簡易分類ソフトのデータベースの修正の件

一般社団法人日本塗料工業会
製品安全委員会
GHS 対策部会

いつも当工業会の事業に対し、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、平成 28 年 6 月 1 日施行となります「労働安全衛生規則の一部改正」により表示対象物又は通知対象物の裾切り値見直し改訂がありました。

そのため現在、ご使用頂いている「エクセル版 GHS 簡易分類ソフト」のデータベースは 6 月 1 日以降、そのままでは使用できません。

つきましては、下記の箇所を修正頂き、修正した情報に基づいて分類作業、SDS 及びラベル作成作業を進めて頂きますようお願い致します。

なお、「通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。(安衛法 57 条の 2 第 2 項抜粋)」とされていますので、提供先であるお客様に対して最新版の SDS のご提供をお願いいたします。販売店を含めた関係会社との情報共有及びお客様への情報提供を適切に進めて頂きますようお願い致します。

修正箇所一覧

日塗エコード	物質名	CAS 番号	労安法表示物質 裾切り値(未満は対象外)ラベル		労安法通知物質 裾切り値(未満は対象外)SDS	
			施行前 (現状)	施行後 (修正)	施行前 (現状)	施行後 (修正)
9014	亜硫酸水素ナトリウム	7631-90-5	-	1%未満	0.1	1
27023	エチレングリコール	107-21-1	-	1%未満	0.1	1
38020	ぎ酸	64-18-6	-	1%未満	0.1	1
26033	クメン	98-82-8	-	1%未満	1	0.1
34002	クレゾール	1319-77-3	1%未満	1%未満	1	0.1
34021	o-クレゾール	95-48-7	1%未満	1%未満	1	0.1
34022	m-クレゾール	108-39-4	1%未満	1%未満	1	0.1
34023	p-クレゾール	106-44-5	1%未満	1%未満	1	0.1
38017	酢酸	64-19-7	-	1%未満	0.1	1
3009	酸化亜鉛	1314-13-2	-	1%未満	1	0.1
14001	酸化チタン(IV)	13463-67-7	-	1%未満	1	0.1
6004	次亜塩素酸カルシウム	7778-54-3	1%未満	1%未満	1	0.1
31028	ジエタノールアミン	111-42-2	-	1%未満	1	0.1
26004	シクロヘキサン	110-82-7	-	1%未満	0.1	1
39019	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	79-34-5	1%未満	1%未満	1	0.1
29034	テトラヒドロフラン	109-99-9	1%未満	1%未満	1	0.1
38022	テレフタル酸	100-21-0	-	1%未満	0.1	1
20010	マンガン	7439-96-5	-	1%未満	1	0.1
8011	過マンガン酸カリウム	7722-64-7	-	1%未満	1	0.1
20003	炭酸マンガン	598-62-9	-	1%未満	1	0.1
20004	二酸化マンガン	1313-13-9	-	1%未満	1	0.1
20005	硫酸マンガン	7785-87-7	-	1%未満	1	0.1
20007	三酸化マンガン	1317-34-6	-	1%未満	1	0.1
3004	モリブデン酸亜鉛	61583-60-6	-	1%未満	1	0.1
3008	燐モリブデン酸亜鉛	128975-01-9	-	1%未満	1	0.1
6016	モリブデン酸カルシウム	7789-82-4	-	1%未満	1	0.1
15002	モリブデン酸アルミニウム	15123-80-5	-	1%未満	1	0.1
15005	燐モリブデン酸アルミニウム	-	-	1%未満	1	0.1